

平成二十一年二月二十五日提出
質問第一五三号

北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第一一四号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七一第七一号）を踏ま

え、再度質問する。

一 北方領土に居住するロシア系住民へ支援物資を届けるべく、本年一月二十七日に根室港を出港した支援物資船（以下、「支援物資船」という。）が、国後島到着後、ロシア側から出入国カードの提出を求められ、同月二十八日、「支援物資船」は国後島への上陸を断念し、根室港に引き返すという事態が発生した。右の事態が発生する以前の昨年十月二十日、ビザなし交流で日本を訪問していたロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表のウラジーミル・ノソフ氏が根室市で記者会見（以下、「記者会見」という。）した際に、我が国国民がビザなし交流で北方四島を訪問する際、来年度からロシアの出入国カードへの記入が必要になる旨述べており、ロシア政府部内で出入国カードの提出を求める動きについては昨年のうちに見られていたことから、今回の事態が発生することは、「記者会見」からも十分に予見できたのではないかと問うたが、右について「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

二 前回質問主意書で、「記者会見」がなされた昨年十月から、外務省として出入国カードに関してロシア政府側と十分な協議をしてきたか、出入国カード提出は我が国として受け入れられない等、我が国の立場をきちんと説明し、理解を得る努力をしてきたかと問うたが、「前回答弁書」でも何の答弁もなされていない。「前回答弁書」には「昨年十二月二十五日から本年一月二十三日までの間、在ロシア連邦日本国大使館から…」とあるが、当方が問うているのは、昨年十二月二十五日以前の、「記者会見」直後の昨年十月段階における外務省の対応である。また、「前々回答弁書」では「外務省としては必要な措置を講じていたが、ロシア側が立場を変えたため、やむを得ず今次訪問における人道支援物資供与の中止を決定したものである。」と、外務省としてあくまできちんとした対応をとってきた旨の答弁がなされている。それならば、「前回答弁書」では明らかにされていないが、「記者会見」直後の昨年十月の段階で、外務省としてノソフ氏の発言についてロシア政府側にきちんとした照会、確認を行ってきたと理解して良いか。確認を求める。

三 在ユジノサハリンスク日本国総領事館は、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」がなされた昨年十月の段階から、ロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表であるノソフ氏に対し、「記者会見」の内

容について何らかの照会をしてきたか。

右質問する。